

# 札幌市中高層条例の届出が オンラインで申請できるようになりました

令和7年1月7日より中高層建築物の建築に係る紛争予防条例の届出をオンラインで提出することが可能となります。パソコン・スマートフォン・タブレット等から申請できますので、是非ご利用ください。

## オンラインによる届出方法

### 1 札幌市HPオンライン届出ページのURLへアクセスする（令和7年1月7日より公開）

▶ <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/chukousou/chukousou-online.html>

### 2 申請する届出のフォームを選択する

標識設置届、報告書等、届出ごとに申請フォームが分かれています。申請に合わせてフォームを選択してください。

### 3 アカウントを登録する

「氏名・メールアドレス・パスワード」を設定して作成する方法とGoogleアカウントまたはLINEアカウントを利用して作成する方法があります。

アカウント作成方法の詳細については、<https://graffer.jp/faq/wh3fgw>（外部リンク）をご確認ください。一度登録すると次回から同じアカウントを利用できます。

本市他部局において既に電子申請を利用されている場合は同じアカウントを使用できます。

### 4 ログインする

「3. アカウントを登録する」にて作成したアカウント情報でログインしてください。

### 5 オンライン申請を行う

必要な情報を入力し、添付図書をアップロードしてください。

### 6 申請受付通知メールが届く

アカウント情報に登録されているメールアドレス宛てに、申請受付のお知らせメールが届きます。

※この時点で届出の受理はされていません。

### 7 申請完了通知メールが届く

申請内容の確認が完了すると完了通知メールが届きます。内容に不備がある場合は、差し戻された旨の通知メールが送付されますので、その際は改めて届出が必要となります。

報告書の申請時は、完了通知メールと別にお知らせ交付の通知メールが届きますので、ログイン後、お知らせをダウンロードしてください。

## 注意事項

- 申請内容は申請完了通知メールまたはアカウント画面上の「申請一覧」から確認することができます。
- 受理完了後は申請毎に申請番号が交付されます。次回手続において必要となりますので、必ず保存してください。
- 申請を取り下げる場合は、ログイン画面の「申請一覧」から「申請を取り下げる」を押してください。ただし、札幌市が処理中の場合や申請完了となった届出についてはご自身で操作できかねますので、その際はご相談ください。
- オンライン申請では、受付印を押印したお知らせや控えをお返すことはできません。「処理完了のお知らせ」メールが届きますので、必要に応じて保存または印刷し保管してください。受付印の押印を希望される場合は、書面での申請をお願いいたします。
- 申請受付から完了までに要する期間について、オンライン申請の場合は窓口での提出よりも時間を要します。想定される標準処理期間は裏面に記載しております。

# オンライン申請に係る標準処理期間

- 標識設置届及び報告書の確認には、申請後1～2日ほどお時間を頂きます。
  - 閉庁日に受付した申請は翌開庁日以降に処理を開始します。
  - 中高層条例では、中高層建築物の確認申請を提出しようとする日（確認申請の日）までに、下記(1)(2)(3)の条件をすべて満たすよう定めています。
    - (1) 「標識の設置」は、確認申請の日の30日前までに設置（条例第9条第1項）
    - (2) 「標識設置届」は、設置の翌日から起算して7日以内に届出（要領第3条第3項）
    - (3) 「報告書」は、確認申請の日の10日前までに届出（条例第11条第1項）
- 以下の標準処理期間は上記を前提としております。

は確認申請の日までの起算日

標識設置届の申請								
	日	月	火	水	木	金	土	
例1 申請を開庁日に行った場合	1	2	3	4	5	6	7	
		標識設置	-----					
	8	9	標識を設置した翌日から7日以内に申請		11	12	13	14
	オンライン申請			完了通知メール送信				
例2 申請を閉庁日に行った場合	1	2	3	4	5	6	7	
	標識設置	-----						
	8	9	閉庁日の翌日までに申請 ※標識設置が閉庁日の為		11	12	13	14
	オンライン申請			完了通知メール送信				
例3 申請内容の不備により差し戻しとなり、翌日再申請を行った場合	1	2	3	4	5	6	7	
	標識設置	再申請から7日前をみなし設置日とする		標識設置届(みなし日)	←			
	8	9	10	11	12	13	14	
	オンライン申請			差し戻し通知メール送信		オンライン再申請		完了通知メール送信
報告書の申請								
※上記(1)～(3)の条件をすべて満たす日								
	日	月	火	水	木	金	土	
例4 申請を閉庁日に行った場合	1	2	3	4	5	6	7	
	オンライン申請	完了通知メール送信おしらせダウンロード可能		-----				
	8	9	10	11	申請翌日から10日目以降に確認申請の提出が可能		14	
	オンライン申請			確認申請の日(※)				
例5 申請内容の不備により差し戻しとなり、翌日再申請を行った場合	1	2	3	4	5	6	7	
	オンライン申請	差し戻し通知メール送信		オンライン再申請	完了通知メール送信おしらせダウンロード可能			
	8	9	10	11	12	13	14	
	-----						確認申請の日(※)	